

No. **120**

2013.7

# 行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



白田宇宙空間観測所



**長野県行政書士会**

# 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

## 〔表紙〕 白田宇宙空間観測所

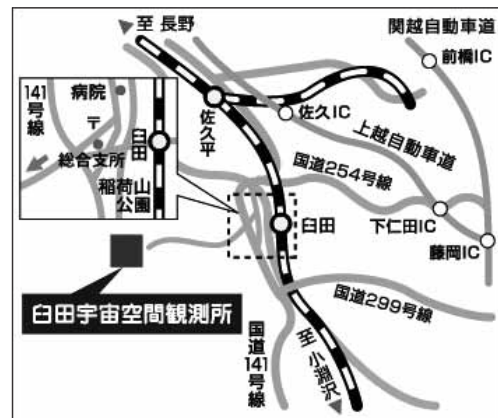
(佐久市上小田切字大曲 1831-6)

日本最大で、世界的にも最大級のパラボラアンテナです。直径64メートルのこのアンテナは極めて微弱な電波を捉えるため、妨害電波の影響の少ない八ヶ岳山麓の白田町に設置されました。

2010年6月に地球に帰還した、小惑星探査機“はやぶさ”の追跡は、このアンテナが果たしました。

実際に現地にてこのアンテナを目にしますと、青空の中に、くっきりと白くて美しく、その巨大さに圧倒されると同時に感動します。

写真提供：(広報部長 蟹沢幸子)



### 〈新幹線〉

JR長野新幹線「東京駅」→「佐久平駅」(1時間20分)  
JR小海線「佐久平駅」→「白田駅」(40分)  
白田駅からタクシー(30分)

### 〈電車〉

JR中央本線特急「新宿駅」→「小淵沢駅」(2時間10分)  
JR小海線「小淵沢駅」→「白田駅」(1時間40分)  
白田駅からタクシー(30分)

# 目 次

会長就任挨拶	2
定時総会開催報告	5
役員名簿	8
支部長名簿	9
各部等担当者	10
	11
	14
日行連定時総会	15
業務資料	16
	18
	19
	25
コスモス成年後見 サポートセンター 長野県支部設立の お知らせ	33
お知らせ	34
	35
	36
	37
会議報告	38
長野県行政書士 政治連盟のページ	44
	45
会員の動き	46
就任のごあいさつ	47
編集後記	47
投稿募集	48
各都道府県行政書士会名簿	

## 長野県行政書士会 会長挨拶



平成25年7月1日

会長 山崎 隆二

制度目的は、行政手続の円滑実施への寄与と国民の利便に資すること。

＝他士業との連携・共存共栄が大切！

次のページに図示したとおり、日本には複雑な資格制度が存在しますが、行政手続の円滑な実施と国民の利便に資するためには、行政書士の制度だけでは全てを完結することはできず、また、今後TPPその他の「対等化の潮流」による国外からの資格制度の参入も視野に入れれば、国内の士業がそれぞれの職務範囲内においてそれぞれの職務を尊重して連携し、共存共栄の精神で仕事を紹介し合い、日本流の上質な国民サポートを展開することに意識を団結することが大切です。

特定の士業だけが勝ち残ればいいのではありません。「Winner」がいれば必ず「Loser」がいることとなります。そのような国民から見れば「コップの中の争い」ではなく、各々の資格＝ポジションを最大限に発揮し、全体として行政手続を通じて国民を守るべきだというのが私の基本的な理念です。

### 対外的には行政書士制度の社会的認識度向上

### 対内的には能力担保の向上！

前記の基本理念を実現するためには、各士業共通事項として、国民への浸透と能力担保が必要条件となります。

行政書士の分野においても、行政書士制度には広い業務守備範囲が与えられているにもかかわらず、まだまだ社会的認識度は十分とは言えず、また、業務守備範囲の広さゆえに浅くなることも否定できません。

そこで、**対外的には**各業務部における官公署部局との信頼を深める積極的な活動と、広報活動・ホームページ・無料相談会や各種機関・団体との合同研修会等を通じての行政書士制度の社会的認識度の向上を図る活動が必要となります。

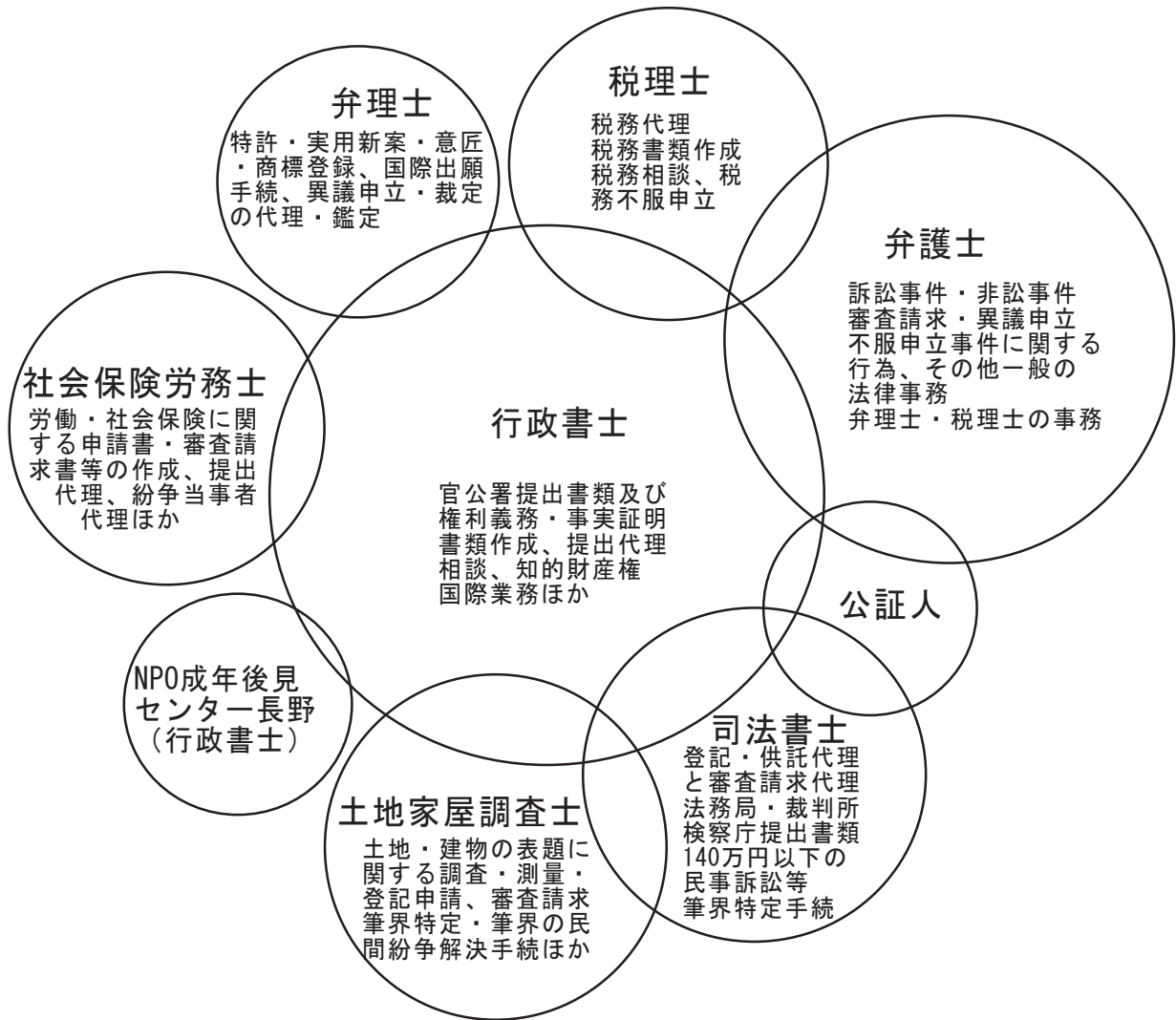
さらに、他士業・他団体との意見交換会や講演会の共同開催などの連携も大切です。

**対内的には**、行政書士制度が今以上に他士業と連携さらに共存共栄しつつ日本社会に定着できるために、各業務部における会員の能力担保と職業倫理向上を兼ねた各種研修活動の展開が必要となります。

# 国家資格（士業）の関係概念図

＝行政手続の円滑実施への寄与と国民の利便に資する輪＝

（平面的ではなく立体的関係）



## 行政書士の業務

- (1) 官公署への許認可申請手続
- (例) 農地法第3条、4条、5条の許可申請  
建設業許可、経営事項審査申請、入札参加申請  
一般廃棄物・産業廃棄物許可申請  
自動車運送業許可申請、車庫証明申請  
会社・法人設立手続  
介護施設設置認可申請  
料理飲食店営業許可申請、風俗営業許可申請  
外国人の在留許可申請  
著作権に関する各種申請
- (2) 権利義務及び事実証明に関する書類作成  
(例) 相続手続（遺産分割協議書作成、財産調査など）  
遺言手続、贈与手続  
成年後見（NPO成年後見センター）
- (3) 行政書士が作成できる書類作成に関する相談業務

Copyright  
2013. 6. 13  
行政書士  
山崎隆二



## 支部の存在を活かしつつ、長野県行政書士会を前面に活動しよう！

さて、対外的な行政書士制度の社会的認識度向上のための活動、対内的な能力担保向上のための活動を展開するためには、支部の独自性を活かしつつ、登記された法人組織としての長野県行政書士会を前面に打ち出しての活動展開が必要となります。

5月24日の平成25年度定時総会から二期目の会長職務が始まり、6月13日の合同部会で役員・部員の委嘱を行い、会長所信を語りました。また、7月1日までに県本会の各部の年間事業計画が出揃いました。これをベースにして、県本会を中心に各支部のニーズを把握し、日程や内容を調整した上での事業展開を望みます。

今後は、長野市の行政書士会館を使うだけでなく、広い長野県をカバーするための支部の存在を活かし、県下各地でも各種会議や研修会を行ってください。土日開催も可能です。

各支部役員におかれましては、基本理念に賛同いただき、会場の提供、研修会等の開催に全面的なご協力をお願いします。

## 日本行政書士会連合会・関東地方協議会と足並みを揃えよう！

[日本行政書士会連合会関連]

### 北山孝次氏が3期目の日行連会長に就任

47都道府県の単位会からなる日行連の定時総会が6月20日(木)と21日(金)に東京で開催され、会長選挙では大阪会の北山孝次氏が118票、関東地方協議会に属する神奈川会の田後隆二氏が99票という結果により、北山孝次さんが3期目の会長に就任されました。7月17・18日の理事会から25年度の活動が始まります。

日行連との連携においては、各業務部と中央研修所が作成する「全国版の教材」を活用することです。全国的共通認識を持つことも行政書士倫理に繋がる素養です。

[関東地方協議会関連]

### H26年度に長野会で日行連・関地協連絡会開催

1都10県の単位会からなる関東地方協議会では、会長会をはじめ、国際・運輸・環境・建設の各業務連絡会さらに総務と広報の担当者会議を持って活動しています。

長野会としてもエキスパート集団である業務連絡会に積極的に参画することが必要です。

なお、25年度は群馬会、26年度は長野会で日行連・関地協連絡会(総会大会)が開催されます。長野県行政書士会を挙げて取り組む行事となります。

# 定時総会開催報告

平成25年度定時総会が5月24日(金)午前10時より、長野市のサンパルテ山王で開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 日野総務部員

2 正 副 議 長 議 長 宮下幸吉代議員 (長野支部)  
副議長 若林政夫代議員 (上田支部)

3 議事録署名人 岡部満喜夫代議員 (長野支部)、竹内宣夫代議員 (長野支部)

4 議 案 審 議

第1号議案	平成24年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。
第2号議案	欠損処分	賛成多数により可決承認されました。
第3号議案	平成24年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。
第4号議案	会則の一部を改正する会則(案)	賛成多数により可決承認されました。
第5号議案	平成25年度事業計画(案)	賛成多数により可決承認されました。
第6号議案	平成25年度予算(案)	賛成多数により可決承認されました。
第7号議案	綱紀委員の選任	下記の者が選任されました。(敬称略)
佐久支部	神津 節雄	上田支部 小林 孝一
諏訪支部	和田 英男	伊那支部 赤羽 公彦
飯田支部	村上 和彦	松本支部 寺島 完次
長野支部	土屋 桂一	北信支部 塚田 峯雄

第8号議案 役員の選任 下記の者が選任されました。(敬称略)

会 長

松本支部 山崎 隆二

松本支部山崎隆二会員が立候補し、本会会長選任規則第24条に基づき無投票当選により、山崎隆二会員が会長に選任された。

副会長

佐久支部 佐藤 勉  
諏訪支部 坂本 勇喜

伊那支部 吉田 靖史  
長野支部 山本 準一

### 理 事

佐久支部 佐藤 勉 荻原 政吉  
上田支部 窪田 建男 日野 芳子  
諏訪支部 坂本 勇喜 関 純子 赤羽 康志  
伊那支部 吉田 靖史 二瓶 裕史  
飯田支部 宮島 裕一  
松本支部 山崎 隆二 深澤和歌子 小野 清仁 石井 喜博 白井 清文  
長野支部 山本 準一 和田 英幸 小林 一夫 蟹澤 幸子  
北信支部 高田 勝男

### 監 事

諏訪支部 河西美智与  
松本支部 田中 嗣泰  
長野支部 小畑 安市



会長あいさつ



議長・副議長あいさつ



総 会



表彰状授与



# 平成25年度 受賞者御芳名

## ○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

橋本 憲治 (佐久)      宮原      聖 (上田)      大井 清司 (上田)  
赤羽 康志 (諏訪)      平沢 友子 (伊那)      吉田 靖史 (伊那)  
竹 淵 広美 (伊那)      三浦 洋子 (松本)

以上 8名

## ○長野県行政書士会会長表彰状

岡部      親 (佐久)      宮下      優 (飯田)      村上 和彦 (飯田)

以上 3名

## ○長野県行政書士会会長感謝状

中山 伊知郎 (佐久)      宮下 幸吉 (長野)

以上 2名

※敬称略、( )内は、所属支部名

## 役 員 名 簿

役職名	氏 名	郵便番号	事 務 所	電話番号
会 長	山崎 隆二	399-5301	木曾郡南木曾町読書 3639 番地 6	0264-57-3830
副 会 長	坂本 勇喜	391-0102	諏訪郡原村 615	0266-79-5425
〃	佐藤 勉	384-0055	小諸市大字柏木 342 番地 5 エイティワンビル 2F	0267-26-0160
〃	山本 準一	381-0034	長野市大字高田 908 番地 1	026-227-7066
〃	吉田 靖史	399-4117	駒ヶ根市赤穂 8829 番地 1-2F	0265-83-9406
理 事	荻原 政吉	385-0051	佐久市中込 3097 番地 1 ギフトショップ 2F 北号	0267-78-3320
〃	日野 芳子	386-0404	上田市上丸子 1657 番地	0268-42-6996
〃	関 純子	394-0042	岡谷市成田町 2 丁目 5 番 11 号	0266-22-3931
〃	赤羽 康志	392-0012	諏訪市大字四賀 151 の 4	0266-58-9765
〃	二瓶 裕史	396-0014	伊那市狐島 3858 番地 1 信州いな NIHEIビル 3F	0265-73-6078
〃	宮島 裕一	395-0075	飯田市白山通り 2 の 447	0265-22-6883
〃	深澤 和歌子	390-0861	松本市蟻ヶ崎 6 丁目 3 番 18 号	0263-33-5634
〃	小野 清仁	399-0002	松本市芳野 1-3	0263-27-3150
〃	石井 喜博	399-8212	安曇野市堀金三田 245 番地 4	0263-72-9348
〃	臼井 清文	399-0705	塩尻市大字広丘堅石 59 番地 7	0263-54-1076
〃	和田 英幸	387-0011	千曲市杭瀬下三丁目 86 番地	026-261-3360
〃	小林 一夫	381-0043	長野市吉田 5 丁目 3 の 17	026-243-3530
〃	蟹澤 幸子	389-0821	千曲市上山田温泉 2 丁目 8-1	026-261-4520
〃	高田 勝男	383-0024	中野市東山 1 番 13 号	0269-26-5986
監 事	河西 美智与	392-0027	諏訪市湖岸通り 4 の 8 の 7	0266-58-5315
〃	田中 嗣泰	390-0817	松本市巾上 3 番 8 号	0263-36-3366
〃	小畑 安市	381-0041	長野市徳間 1470 番地 1	026-295-9420

### 支 部 長 名 簿

支 部 名	支 部 長 名	事 務 所 所 在 地
佐久支部	さとう つとむ 佐藤 勉	〒384-0055 小諸市大字柏木342-5-2F (TEL 0267-26-0160) satohogyomu@yahoo.co.jp
上田支部	ひの よしこ 日野 芳子	〒386-0404 上田市上丸子1657番地 (TEL 0268-42-6996) yokko.cosmos@hinody.com
諏訪支部	さかもと ゆうき 坂本 勇喜	〒391-0102 諏訪郡原村615 (TEL 0266-79-5425) of-nansinplan@po30.lcv.ne.jp
伊那支部	きたはら かずお 北原 一男	〒399-3701 上伊那郡飯島町田切910の1 (TEL 0265-86-3426) konohanog@dia.janis.or.jp
飯田支部	みやじま やすかず 宮島 裕一	〒395-0075 飯田市白山通り2の447 (TEL 0265-22-6883) miyajima@celery.ocn.ne.jp
松本支部	たなか つぐやす 田中 嗣泰	〒390-0817 松本市巾上3番8号 (TEL 0263-36-3366) t-tanaka@violet.plala.or.jp
長野支部	やまもと じゅんいち 山本 準一	〒381-0034 長野市大字高田908番地1 (TEL 026-227-7066) yamamoto@msk-ne.jp
北信支部	たかだ かつお 高田 勝男	〒383-0024 中野市東山1番13号 (TEL 0269-26-5986) g.takada@ked.biglobe.ne.jp

### 支 部 事 務 局

支 部 名	事 務 局 所 在 地
上田支部	〒386-0023 上田市中央西2-5-10後藤事務所内 (TEL 0268-23-6196) gyoseisyoshikai-ueda@polka.ocn.ne.jp
諏訪支部	〒392-0027 諏訪市湖岸通り4-8-7 河西ビル3F (TEL 0266-57-5503) gyoseisuwa@zd.wakwak.com
伊那支部	〒396-0015 伊那市中央5157-1春日ビル2F (TEL 0265-73-2208) ina4877@circus.ocn.ne.jp
松本支部	〒390-0811 松本市中央4-5-6たちばなビル3階 (TEL 0263-33-7166) gyosei.m@po.mcci.or.jp
長野支部	〒380-0836 長野市南県町1009-3長野県行政書士会館2F (TEL 026-229-6388) g-nagano@cream.plala.or.jp

#### 支部の名称及び区域

支部の名称	区 域
佐久支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡
上田支部	上田市、小県郡、東御市
諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
伊那支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
飯田支部	飯田市、下伊那郡
松本支部	松本市、大町市、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡、安曇野市、北安曇郡
長野支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡
北信支部	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

長野県行政書士会 平成25・26年度各部・各職担当者名簿

◎印・・・部長・委員長 ○印・・・副部長・副委員長 □・・・職務代理者

部名 支部名	総務部 (6名)	農林部 (3名)	建設部 (3名)	運輸交通部 (3名)	国際部 (3名)	保健生活 安全部 (3名)	環境部 (3名)	企画研修 (3名)	市民法務部 (3名)	広報部 (8名)	法規監察部 (3名)	A D R 特別委員会 (3名)	綱紀委員 (8名)	会計監事 (3名)	申請取次 委員会 (3名)
佐久 (5名)			◎香坂宗一				○中山伊知郎	◎佐藤 勉	大塚仁史	田嶋亜弥		◎荻原政吉	神津節雄		
上田 (5名)	○日野芳子	◎若林政夫				○柳澤 誠				○林 辰幸			○小林孝一		
諏訪 (5名)	関 純子		○原田裕子		○赤羽康志	福井竹彦				藤森ひろ子			和田英男	河西美智与	
伊那 (6名)	竹濶広美	○石川英二		○北原一男	◎吉田靖史				○二瓶裕史	東谷龍也			赤羽公彦		◎吉田靖史 赤羽公彦
飯田 (4名)			仲村長利				◎清水 博			宮島裕一	○下井辰夫		◎村上和彦		
松本 (8名)	河西雪絵				三浦洋子		平賀義教	○臼井清文	◎小野清仁	天野誠子	◎石井喜博	○深澤和歌子	□寺島完次	田中 嗣泰	
長野 (8名)	◎山本準一	小島 俊		◎小林一夫		◎和田英幸		永村清造		◎蟹澤幸子	石丸 誠	小林良美	土屋桂一	小畑安市	
北信 (3名)	高田勝男			大野征也						大前進一郎			塚田峯雄		高田勝男
担当副会長	山本準一	坂本勇喜	坂本勇喜	坂本勇喜	吉田靖史	吉田靖史	佐藤 勉	佐藤 勉	佐藤 勉	佐藤 勉	山崎隆二	山崎隆二			

## 平成25・26年度 役員及び各部担当者（6月13日の合同会議にて）

6月13日（木）行政書士会館におきまして、平成25年度各部会等の合同会議及び部会が開催されました。2年間にわたり長野県行政書士会の部会、委員会を担当する先生方に委嘱書が山崎隆二会長より、一人一人に手渡されました。新たな気持ちで部会をお引き受けすることとなりました先生方を各部ごとにご紹介致します。

会長あいさつ



合同会議



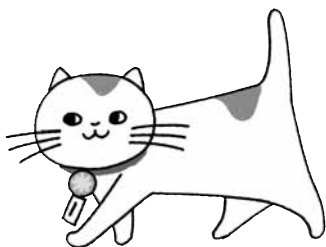
委嘱書交付



正副会長



吉田靖史副会長  
佐藤勉副会長  
山崎隆二会長  
坂本勇喜副会長  
山本準一副会長





平成25・26年度 役員及び各部担当者 (6月13日の合同会議にて)

総務部 (6名)



関部員  
日野副部長  
山本部長  
竹淵部員  
河西部員  
高田部員

農林部 (3名)



石川副部長  
小島部員

建設部 (3名)



原田副部長  
香坂部長  
仲村部員

運輸交通部 (3名)



小林部長  
北原副部長  
大野部員

国際部 (3名)



吉田部長  
三浦部員  
赤羽副部長

保健生活安全部 (3名)



福井部員  
和田部長  
柳澤副部長

平成25・26年度 役員及び各部担当者（6月13日の合同会議にて）

環境部（3名）



平賀部員  
清水部長  
中山副部長

企画研修部（3名）



永村部員  
窪田部長  
白井副部長

市民法務部（3名）



大塚部員  
小野部長

広報部（8名）



（前列）  
田嶋部員  
天野部長  
蟹澤部長  
藤森部員  
（後列）  
東谷部員  
林副部長  
宮島部員  
大前部員

法規監察部（3名）



石丸部員  
石井部長  
下井副部長

ADR 特別委員会（3名）



深澤副委員長  
荻原委員長  
小林委員

## 平成25・26年度 役員及び各部担当者（6月13日の合同会議にて）

綱紀委員会（8名）



（前列）  
村上委員長  
土屋委員  
塚田委員  
（後列）  
神津委員  
小林副委員長  
赤羽委員  
寺島職務代理者

会計監事（3名）



小畑監事  
河西監事  
田中監事

## 理事の辞任について

平成25年5月24日開催の定時総会で選出された上田支部の窪田建男理事は、私事都合により平成25年7月9日に本会理事及び本会企画研修部長並びに長野県行政書士政治連盟副会長を辞任いたしました。

（理事は欠員とし、企画研修部長の後任には、佐藤勉副会長が委嘱されました。）

# 日行連定時総会

平成25年度日本行政書士会連合会定時総会より

副会長 佐藤 勉

本年度の日行連定時総会は、6月20日、21日の両日、東京都港区白金台のシェラトン都ホテル東京で開催され、初日の総務大臣表彰表彰状授与式によって厳かにかつ華々しく幕を開け、長年にわたって行政書士制度の発展に尽くされた32名の方々に新藤義孝総務大臣より総務大臣表彰状が授与されました。

217名の代議員を招集しての定時総会。議長には群馬会の秋山賢治代議員が、副議長には我が長野会の坂本勇喜代議員が就任し、第1号議案から第7号議案に至る重要案件に係る質疑応答、採決を円滑に捌かれました。

懇親会には、閣僚、衆参両院議員、関係団体等来賓各位のご臨席をいただき、華やかなうちにも、行政書士制度の発展向上を目指した意見交換が彼方此方のテーブルで行なわれておりました。

日行連会長選挙には、大阪会の北山孝次氏と神奈川会の田後隆二氏が立候補され、5分間にわたる熱情溢れる所信表明の後、静寂に包まれた議場では肅々と意中の候補に投票する列が進んでゆく。結果は、今後2年間の舵取りを北山孝次会長に委ねることとなりました。



# 業 務 資 料

25 建政第 69 号  
平成 25 年（2013 年）5 月 23 日

長野県行政書士会  
会長 山崎 隆二 様

長野県建設部長

経営事項審査における防災協定締結の確認に係る取扱いの改正について（通知）

このことについて、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査項目の「防災協定締結の有無」に関し、申請者が地方公共団体等と防災協定を締結している団体（以下「団体」という。）に加入していることの確認方法について、審査手続を明確にし、適正な運用を図るため、下記のとおり取扱いを改正しますので、貴団体傘下会員への周知にご配慮願います。

## 記

### 1 制度概要

申請者が、審査基準日時点において、地方公共団体等との間に災害時における防災活動について定めた防災協定を締結している場合（団体に加入している場合を含む。）に、加点評価を行う。

### 2 現行の確認書類

- (1) 防災協定の協定書の写し
- (2) 団体に加入している場合、併せて団体への加入が確認できる書面（団体が発行する加入証明書又は団体の会員名簿）

### 3 改正の内容

上記 2 (2) の「団体への加入が確認できる書面」について、団体が発行する加入証明書のみを改め、その様式を別紙様式第 2 号のとおり定める。

### 4 適用日

平成 25 年 7 月 1 日

建設政策課 建設業係  
（課長）内堀 幸夫  
（担当）三枝 大海  
電 話：026-235-7293  
F A X：026-235-7482  
E-mail：kensetsu@pref.nagano.lg.jp



防災協定を締結している建設業者団体等への加入証明願

年 月 日

殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日（審査基準日）現在、貴団体に加入していたことを証明してください。

---

加入証明書

所在地

商号又は名称

代表者氏名

上記建設業者は、平成 年 月 日現在、当団体に加入しており、防災活動に従事する者であることを証明します。

年 月 日

職印

日行連発第 2 4 2 号  
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会  
会 長 北 山 孝 次

日本法令外国語訳データベースシステムに掲載される  
「行政書士」の英語訳について

国が設置する「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」における「平成 24 年度翻訳整備計画」の対象に「行政書士法」も含まれ、法務省の日本法令外国語訳データベースシステム (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp>) に「行政書士法」の英訳が掲載されることから、所管省庁である総務省において翻訳作業が進められました。

これを受け、本会は特に「行政書士」の英語訳について、理事会で決議した英語訳案を総務省に要望するとともに、調整・協議を図りました。

最終的に外国人に対して行政書士の業務内容が一定程度、理解される英語訳であることが望ましいことから、「Certified Administrative Procedures Legal Specialist」の表記となる結論に至りました。

英訳された「行政書士法」は、本年 9 月中に同データベースシステムにて掲載される予定です。

本件の経過等については、本年 4 月の理事会において報告しておりますが、月刊日本行政 7 月号(No.488)の誌面においても、会員各位に周知する予定であることを申し添えます。

< 参考 >

● 「行政書士」の英語訳

⇒ 「Certified Administrative Procedures Legal Specialist」

● 「日本行政書士会連合会」の英語訳

⇒ 「Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations」

● 「行政書士会」の英語訳

⇒ 「Certified Administrative Procedures Legal Specialists Association」

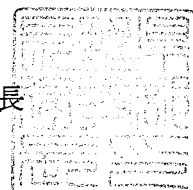
以上



25 建政第 80 号  
平成 25 年（2013 年）6 月 5 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」の  
一部改正について（通知）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 1 号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第 7 条第 1 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和 47 年建設省告示第 351 号。以下「告示」という。）及び「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成 19 年 3 月 30 日付け国総建第 395 号）により取り扱ってきました。

この度、当該大臣認定における取扱いの合理化のため、告示第 1 号イの該当性の判断の際に通算できる経營業務管理責任者としての経験は、「許可を受けようとする建設業についてのもの」に改正され、平成 25 年 7 月 1 日から適用されることになりました。

については、別添の国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」の一部改正について（平成 25 年 4 月 17 日付け国土建第 8 号）の会員各位への周知について、御配意くださいますようお願いいたします。

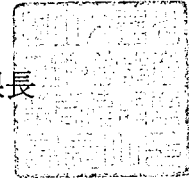
建設政策課 建設業係  
内堀 幸夫（課長）岡田 健一（担当）  
TEL 026-235-7293  
FAX 026-235-7482  
E-mail : [kensetsu@pref.nagano.lg.jp](mailto:kensetsu@pref.nagano.lg.jp)



国土建第8号  
平成25年4月17日

長野県建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」の一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年建設省告示第351号。以下「告示」という。）により行ってきたところです。

平成19年に行われた告示改正（平成19年国土交通省告示第438号）に伴い、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成19年3月30日付け国総建第395号。以下「通知」という。）において、告示に関する詳細の取扱い方針が定められました。

今般、当該大臣認定における取扱いの合理化のため、告示第1号イの該当性の判断の際に通算できる経營業務管理責任者としての経験は、許可を受けようとする建設業についてのものとなるよう、別添のとおり通知を改正したので通知します。

貴職におかれましては、今後の事務処理に当たって遺漏なく取り扱われるようお願いいたします。

附 則

この通知は、平成25年7月1日から適用する。

○経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について（平成十九年国総建第三百九十五号）

<p>改正</p>	<p>一 告示第一号イについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>一 告示第一号イについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。</p>



## ○ 経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

(平成 19 年 3 月 30 日国総建第 395 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 平成 25 年 4 月 17 日国土建第 7 号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第一号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号。以下単に「告示」という。）により行ってきたところである。

今般、企業経営の最近の状況等に対応し、平成十九年三月三十日付で昭和四十七年建設省告示第三百五十一号（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件）の一部を改正する件が公布され、同日から施行されることとなった。今回の改正は、執行役員等として五年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験を有する者を、法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として認める等するものである。

これを受けて、今般、告示による国土交通大臣認定について、下記のとおり取扱方針を定め、運用に当たっての基準を明確化するとともに、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成十三年四月三日国総建第九十七号）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成十三年四月三日国総建第九十九号）を改正し執行役員等の取扱い等について新たに定めたので、貴職におかれては、これらに留意の上事務執行に遺漏なきよう取り扱われたい。

### 記

#### 一 告示第一号イについて

- (1) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受け

ようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

## 二 告示第一号口について

- (1) 経營業務を補佐した経験とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務に、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいう。
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって七年以上経營業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験又は補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算七年以上である場合も、本号口に該当するものとする。
- (3) 法人、個人又はその両方において七年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、本号口に該当するものとする。

## 三 告示第二号について

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する七年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において七年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算七年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する場合も、本号に該当するものとする。

## 四 確認する書類

告示第一号に掲げる職制上の地位を判断するに当たっては、次の(1)に掲げる書類において確認するものとする。また、上記一に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次の(2)及び(3)に掲げる書類において、被認定者が一に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。また、上記一、二又は三に掲げる各経験に係る期間を判断するに当たっては、次の(4)に掲げる書類において確認するものとする。

- (1) 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあることを確認するための書類  
組織図その他これに準ずる書類
- (2) 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- (3) 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員業務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- (4) 一、二又は三に掲げる各経験の期間を確認するための書類

一にあっては過去五年間、二及び三にあっては過去七年間における請負契約の締結その他の法人の経營業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

以上

## ○建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件

S47.3.8 建設省告示 第351号 (改正 H19.3.30 国土交通省告示 第438号)

建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和47年4月1日から適用する。

- 一 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。)にあって次のいずれかの経験を有する者
  - イ 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的に権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
  - ロ 7年以上経營業務を補佐した経験
- 二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- 三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

日行連発第 273 号  
平成 25 年 6 月 6 日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会  
会 長 北 山 孝 次  
第三業務部  
部 長 姫 田 格

住民基本台帳カードにより外国人住民の本人確認を行う際の留意事項等について  
(周知依頼)

今般、総務省自治行政局住民制度課及び警察庁より、別添の文書が発出されておりますのでお知らせいたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

(※日行連ホームページ内「会員ページ」においても同内容を掲載いたします。)

**【別添資料】**

- ① 「住民基本台帳カードにより外国人住民の本人確認を行う際の留意事項等について (平成 25 年 5 月 16 日付事務連絡)」
- ② 「住民基本台帳カードにより本人確認を行う際の留意事項について」
- ③ 「住基ネット・住基カードに関するパンフレット」

以 上

住民基本台帳カードにより外国人住民の本人確認を行う際の留意事項等  
について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）が平成 24 年 7 月 9 日に施行され、平成 25 年 7 月 8 日から、外国人住民についても、顔写真付き住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付対象となることとなります。

各省庁におかれましては、適切な本人確認の徹底のため、所管する特定事業者に対し、下記について、周知していただくようお願いいたします。

記

1 住基カードにおける外国人住民の氏名及び通称等について

(1) 氏名及び通称の表記について

外国人住民の住基カードの氏名欄には、基本的にはローマ字表記の氏名が記載されることとなりますが、漢字圏の外国人住民については、下記のとおり、漢字表記の氏名が並記されている場合や、漢字表記の氏名のみが記載されている場合があります。また、住民票に通称（※）が記載されている外国人住民については、必ず、氏名と共に通称が記載されることとなります（【図 1】参照）。その場合には、カード券面上の見出しも「氏名／通称」と記載されます。それ以外の場合は、見出しは「氏名」と表記されます。

○外国人住民の氏名及び通称の記載方法（次の 6 パターンのいずれかになります。）

- ・ローマ字表記氏名
- ・ローマ字表記氏名 漢字表記氏名
- ・漢字表記氏名
- ・ローマ字表記氏名／通称
- ・ローマ字表記氏名 漢字表記氏名／通称
- ・漢字表記氏名／通称

氏名及び通称が、表面に記載できる文字数を超過する場合は、裏面に表面に記載された氏名及び通称の続きから記載されることとなります（【図 2】参照）。

(2) 生年月日の表記について

外国人住民の生年月日については、西暦で記載されることとなります（【図 1】参照）。

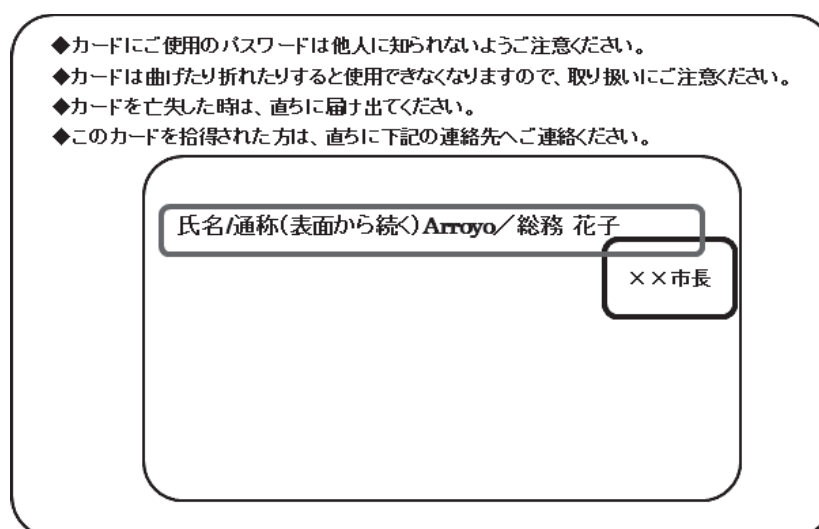
(3) カードの有効期間について

外国人住民の住基カードの有効期間は、当該カードの発行時には在留カード等の在留期間等と一致しますが（永住者及び特別永住者の場合は10年間）、その後在留期間の更新等が行われた場合に、切り替え後の在留カードに記載される在留期間等とは異なる場合があります。

【図1】住基カード表面



【図2】住基カード裏面



(※) 通称とは、氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう（住民基本台帳法施行令第30条の26第1項）。

## 2 住基カードの券面偽造防止策について

日本人の住基カード（平成21年4月20日以降に交付されたものに限る。）と同様に、住基カードのICチップ内に券面事項確認情報（券面に記載されている顔写真、氏名（住民票に通称が記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通



称)、生年月日、性別、住所と同一の情報)が記録されており、総務省が作成しているサイト (<http://juki-card.com/>) において無料で公開している「券面事項等表示ソフトウェア」を活用いただくことにより券面事項確認情報が確認できることから、券面が改ざんされていないことの確認を行うことができます。

なお、外国人住民の場合は、カード券面の生年月日は西暦表記(8桁)となっているため、照合番号として生年月日を入力する際は、西暦の下2桁から入力することになります(例:生年月日が2013年4月1日の場合、「130401」と入力)。

※1 「券面事項等表示ソフトウェア」を活用するためには、カードリーダー(2~3千円程度)が必要になります。詳細は、サイトで御確認ください。

※2 「券面事項等表示ソフトウェア」については、当該ソフトウェアが第三者によって改ざんされていないことを総務省が証明しております(総務省によりデジタル署名が付されています)。

### 3 住基カードの本人確認書類としての活用について

住基カードは、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき、本人確認書類として位置づけられています。しかし、住民から、総務省に対し、住基カードが特定取引等を行う際の本人確認書類として取り扱ってもらえなかったという相談が寄せられることがあります。

総務省としては、住基カードは、平成22年11月以降、市区町村において交付の際に厳格な本人確認を行っており、券面偽造防止策が講じられているものであることから、特定取引等を行う際の信頼のおける本人確認書類として取り扱っていただくようお願いいたします。

#### 【参考：市区町村における住基カードの本人確認方法について】

- ・即日交付を行うことができるのは、以下のいずれかの条件を満たした場合のみ。
  - ① IC 運転免許証等に記録された情報(氏名、生年月日、有効期限、顔写真等)と券面事項が一致する場合
  - ② 運転免許証、旅券等の顔写真付き身分証明書に加え、市区町村が適当と認める書類を追加で提示できる場合
- ・上記の条件を満たさない場合は、住民票に記載されている住所に照会・回答書を送付し、後日、必要な事項を記載した上で持参し、更に市区町村が適当と認める書類を提示する必要がある。

#### (連絡先)

- ・ 本人確認書類としての取扱い関係  
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官  
(03-3581-0141)
- ・ 住民基本台帳カード関係  
総務省自治行政局住民制度課  
(03-5253-5111)

## 住民基本台帳カードにより外国人住民の本人確認を行う際の留意事項について

■ 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)が平成24年7月9日に施行され、平成25年7月8日から、外国人住民についても、顔写真付き住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の交付対象となりますので、下記①から③までについて、ご注意ください。

### ① 住基カードにおける外国人住民の氏名及び通称等について

#### (1) 氏名及び通称の表記について

外国人住民の住基カードの氏名欄には、基本的にはローマ字表記の氏名が記載されることとなりますが、漢字圏の外国人住民については、下記のとおり、漢字表記の氏名が並記されている場合や、漢字表記の氏名のみが記載されている場合があります。また、住民票に通称(※)が記載されている外国人住民については、必ず、氏名と共に通称が記載されることとなります(【図1】参照)。その場合には、カード券面上の見出しも「氏名／通称」と記載されます。それ以外の場合は、見出しは「氏名」と表記されます。

○ 外国人住民の氏名及び通称の記載方法(次の6パターンのいずれかになります。)

ローマ字表記氏名	ローマ字表記氏名	漢字表記氏名	ローマ字表記氏名／通称
ローマ字表記氏名	漢字表記氏名	漢字表記氏名	漢字表記氏名／通称

氏名及び通称が、表面に記載できる文字数を超過する場合は、裏面に表面に記載された氏名及び通称の続きから記載されることとなります(【図2】参照)。

#### (2) 生年月日の表記について

外国人住民の生年月日については、西暦で記載されることとなります(【図1】参照)。

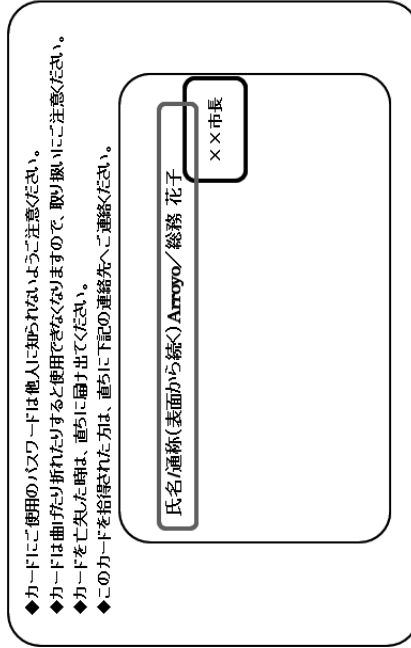
#### (3) カードの有効期間について

外国人住民の住基カードの有効期間は、当該カードの発行時には在留カード等の在留期間等と一致しますが(永住者及び特別永住者の場合は10年間)、その後在留期間の更新等が行われた場合に、切り替え後の在留カードに記載される在留期間等とは異なる場合があります。

### 【図1】住基カード表面



### 【図2】住基カード裏面



## ② 住基カードの券面偽造防止策について

日本人の住基カード(平成21年4月20日以降に交付されたものに限る。)と同様に、住基カードのICチップ内に券面事項確認情報(券面に記載されている顔写真、氏名(住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称)、生年月日、性別、住所と同一の情報)が記録されており、総務省が作成しているサイト(<http://juki-card.com/>)において無料で公開している「券面事項等表示ソフトウェア」を活用いただくことにより券面事項確認情報が確認できることから、券面が改ざんされていないことの確認を行うことができます。

なお、外国人住民の場合は、カード券面の生年月日は西暦表記(8桁)となっているため、照合番号として生年月日を入力する際は、西暦の下2桁から入力することになります(例:生年月日が2013年4月1日の場合、「130401」と入力)。

※1 「券面事項等表示ソフトウェア」を活用するためには、カードリーダー(2~3千円程度)が必要になります。詳細は、サイトで御確認ください。

※2 「券面事項等表示ソフトウェア」については、当該ソフトウェアが第三者によって改ざんされていないことを総務省が証明しております(総務省によりデジタル署名が付けられています。)

## ③ 住基カードの本人確認書類としての活用について

住基カードは、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき、本人確認書類として位置づけられています。しかし、住民から、総務省に対し、住基カードが特定取引等を行う際の本人確認書類として取り扱ってもらえなかつたという相談が寄せられることがあります。

総務省としては、住基カードは、平成22年11月以降、市区町村において交付の際に厳格な本人確認を行っており、券面偽造防止策が講じられているものであることから、特定取引等を行う際の信頼の信賴のおける本人確認書類として取り扱っていただくようお願いいたします。

【参考:市区町村における住基カードの本人確認方法について】

・即日交付を行うことができるのは、以下のいずれかの条件を満たした場合のみ。

- 1 IC運転免許証等に記録された情報(氏名、生年月日、有効期限、顔写真等)と券面事項が一致する場合
- 2 運転免許証、旅券等の顔写真付き身分証明書に加え、市区町村が適当と認める書類を追加で提示できる場合

・上記の条件を満たさない場合は、住民票に記載されている住所に照会・回答書を送付し、後日、必要な事項を記載した上で持参し、更に市区町村が適当と認める書類を提示する必要がある。

【本件問合せ先】

総務省自治行政局住民制度課 原田 (03-5253-5111)

外国人住民の方についても

# 「住基ネット」

# 「住基カード」

の運用が始まります。

**2013年7月8日**から

外国人住民の方についても、  
「住基ネット」<sup>※</sup>の運用が  
開始されます。

また、「住基カード」<sup>※</sup>の  
交付を受けることが  
できるようになります。

※「住基ネット」：住民基本台帳ネットワークシステム

※「住基カード」：住民基本台帳カード

【写真付き住民基本台帳カード(イメージ)】



詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

 総務省

## 「住基ネット」・「住基カード」に関するQ & A

### Q 1 「住基ネット」って何ですか？

A 1 「住基ネット」(住民基本台帳ネットワークシステム)は、住民の方々の利便性の向上等に資するため、住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

### Q 2 「住基カード」って何ですか？

A 2 「住基カード」(住民基本台帳カード)は、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な身分証明書としても使えます。

### Q 3 「住基ネット」の運用開始にあたって、どのような手続が必要になりますか？

A 3 「住基ネット」の運用開始にあたって、外国人住民の方が手続を行う必要はありません。なお、「住基ネット」の運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コード※が記載され、2013年7月8日から、その住民票コードがお住まいの市区町村からご本人へ通知されます。一部の行政手続において、住民票コードの記載を求められることがありますので、住民票コード通知票は大切に保管してください。

※住民票コードは、「住基ネット」において全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。

### Q 4 「住基カード」はどうすれば取得できますか？

A 4 住民基本台帳カード交付申請書、写真(「写真付き住基カード」を希望する方のみ)、在留カード等の証明書等、手数料(無料としている市区町村もあります。)を持参のうえ、お住まいの市区町村で申請を行ってください。

## 「住基ネット」の運用が開始されると、例えば次のことができるようになります。

- ・一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続が簡略化されるようになります。
- ・お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けること※ができるようになります。  
※「住基カード」又は在留カード等の提示が必要です。
- ・「住基カード」の交付を受けている方は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行うことで、引越し時の手続で市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。
- ・「住基カード」に電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができるようになります。
- ・「住基カード」の交付を受けている方は、一部の市区町村において、コンビニエンスストアでの証明書等の交付など、市区町村が行う独自のサービスが受けられるようになります。

「住基ネット」・「住基カード」の詳細は、次のHPをご覧ください。

「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)



## 長野県支部設立のお知らせ

### 【コスモス成年後見サポートセンターとは】

日本行政書士会連合会を母体として平成22年8月に設立された、全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有する者を正会員として組織する一般社団法人です。

ご高齢の方、障がいのある方が、ご自身の意思に基づいて、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートします。このことにより、権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的として設立されました。

コスモス成年後見サポートセンターでは研修を行い、会員の資質と向上に努めています。また、会員の指導・監督を徹底するとともに、万が一に備えて、会員全員が成年後見賠償責任保険に加入しています。所定の研修を終えた会員を、各地の家庭裁判所に、後見人・後見監督人などとして推薦しています。

定款等の情報はコスモス成年後見サポートセンターのホームページをご覧ください。

<http://www.cosmos-sc.or.jp/>

### 【長野県内での活動経過】

平成19年1月16日、長野県行政書士会会員の有志により、行政書士による成年後見制度に関する活動を行う法人として「特定非営利活動法人長野県成年後見サポートセンター」（以下、NSSCという。）が設立されました。NSSCでは会員研修会を行い、また、効果測定に合格された者を「後見人等候補者」として家裁へ名簿を提出するなど成年後見制度の受け皿となるべく活動を行ってまいりました。なお、長野県行政書士会も賛助会員として参加しています。

平成22年8月4日、日本行政書士会連合会を母体とする行政書士による成年後見制度に関する全国組織「一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター」（以下、「コスモス」という。）が設立されるに及び、平成23年1月18日、長野県行政書士会、コスモス、NSSCの3者で協定書を締結いたしました。

この協定書により、協力団体としてNSSCはコスモスの支部と同様の扱いを受け活動を続けてまいりましたが、今般、協定書に基づき本年度中にコスモスへ移行し、本年度コスモス長野県支部を設置することになりました。

入会の詳細につきましては、別紙にてご案内いたします。なお、入会には原則として入会前研修の受講等が必要となります。

以上、コスモスの目的にご賛同いただける方の入会をお待ちしております。



# お 知 ら せ

## 会則改正について

平成25年度定時総会（5月24日開催）で議決されました「長野県行政書士会会則の一部を改正する会則」が平成25年7月9日長野県知事より認可されましたので、お知らせいたします。

## 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則

○長野県行政書士会会則（昭和35年9月30日）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案												
<p>(役員の選任)</p> <p>第23条 理事及び監事は、個人会員の中から総会において選任する。</p> <p>(2) 会長は代議員の選挙によりこれを行うものとし、必要な事項は規則で定める。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第24条 役員の任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結の日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(第79条関係)</p> <p>別表第2</p> <p>支部の名称及び区域</p> <table border="1"><thead><tr><th>支部の名称</th><th>区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>松 本 支 部</td><td>松本市、大田市、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡、<u>南安曇郡</u>、北安曇郡</td></tr><tr><td>長 野 支 部</td><td>長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、<u>更級郡</u>、埴科郡、上高井郡</td></tr></tbody></table> <p>※ 変更のあった支部のみ掲載</p>	支部の名称	区 域	松 本 支 部	松本市、大田市、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡、 <u>南安曇郡</u> 、北安曇郡	長 野 支 部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、 <u>更級郡</u> 、埴科郡、上高井郡	<p>(役員の選任)</p> <p>第23条 理事及び監事は、個人会員の中から総会において選任する。</p> <p>(2) 会長は、<u>選挙により選任するものとし</u>、必要な事項は規則で定める。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第24条 役員の任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結の<u>時まで</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(第79条関係)</p> <p>別表第2</p> <p>支部の名称及び区域</p> <table border="1"><thead><tr><th>支部の名称</th><th>区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>松 本 支 部</td><td>松本市、大田市、塩尻市、<u>安曇野市</u>、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡</td></tr><tr><td>長 野 支 部</td><td>長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡</td></tr></tbody></table> <p>※ 変更のあった支部のみ掲載</p>	支部の名称	区 域	松 本 支 部	松本市、大田市、塩尻市、 <u>安曇野市</u> 、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡	長 野 支 部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡
支部の名称	区 域												
松 本 支 部	松本市、大田市、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡、 <u>南安曇郡</u> 、北安曇郡												
長 野 支 部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、 <u>更級郡</u> 、埴科郡、上高井郡												
支部の名称	区 域												
松 本 支 部	松本市、大田市、塩尻市、 <u>安曇野市</u> 、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡												
長 野 支 部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡												

附 則（平成25年7月9日認可 長野県指令25市町村第309号）  
この会則は、長野県知事の認可のあった日から施行する。

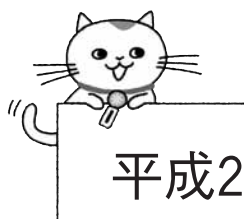
平成25年度年間研修会等予定表

長野県行政書士会

(平成25年7月3日現在)

月	研修会等行事名	場所	担当部	備考
6月	13日(木) 合同部会会議(13:00) 会館の各トイレの臭気の除去 25日(火) 建設部会 26日(水) ADR特別委員会	会館 会館 会館 会館	総務部 建設部 ADR特別委員会	
7月	8日(月) 会館内に応接室設置 10日(水) 支部国際部会長連絡会議 16日(火) 金融機関との連携 16日(火) 支部運輸交通部会長連絡会議 18日(木) 支部生活安全部会長連絡会議 23日(火) 支部建設部会長連絡会議 23日(火) 支部農林部会長連絡会議 29日(月) ADR手続実施者任命者の上級研修会他 未定 支部担当者会議	会館 会館 県下 会館 松本市 松本市 松本市 会館 松本市	総務部 国際部 市民法務部 運輸交通部 生活安全部 建設部 農林部 ADR特別委員会 法規監察部	県内金融機関訪問し、業務等に関する構築化
8月	広報月間事業(～10月) 2日(金) 生活安全部会 9日(金) ADR手続実施者任命者の上級研修会 22日(木) 風俗営業許可申請研修会及び課題協議 22日(木) 国交省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業相談会 29日(木) 風俗営業許可申請研修会 未定 支部環境部会長連絡会議	諏訪市 松本市 会館 佐久支部 松本市 会館	法規監察部 生活安全部 ADR特別委員会 生活安全部 ADR特別委員会 生活安全部 環境部	諏訪・飯田・北信支部
9月	6日(金) 申請取次考査対策研修会 19日(木) 国交省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業相談会 27日(金) ADR手続実施者任命者の上級研修会 未定 実務研修会 未定 新規業務研修会 未定 経営分析と診断書作成研修会	上田市 上田支部 会館 会館 会館 会館	国際部 ADR特別委員会 ADR特別委員会 建設部 企画研修部 環境部	伊那・松本・長野支部
10月	11日(金) 入管・法務局研修会 17日(木) 国交省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業相談会 21～22日 法定業務研修会 下旬 リーガルマインドを養うための研修会 未定 無料相談会 未定 事例研究会 社会保険研修会 未定 インターネット研修会(民法・行政法・行政不服審査法)	会館 佐久支部 会館 県下 会館 諏訪市 会館	国際部 ADR特別委員会 企画研修部 市民法務部 市民法務部 建設部 企画研修部	諏訪・飯田・北信支部 各支部の協力を得て順次実施 10月以降松本市他実施
11月	9日(土) ADR手続実施者任命者の上級研修会 10日(日) 行政書士試験 14日(木) 国交省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業相談会 15日(金) 申請取次考査対策研修会 未定 伝達研修会 未定 経営分析と診断書作成研修会 未定 自動車登録窓口相談員研修会	会館 3会場 上田支部 諏訪市 松本市 会館 会館	ADR特別委員会 総務部 ADR特別委員会 国際部 建設部 環境部 運輸交通部	伊那・松本・長野支部 松本地区でも実施
12月	19日(木) 国交省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業相談会 未定 ADR手続実施者任命者の上級研修会	佐久支部 会館	ADR特別委員会 ADR特別委員会	諏訪・飯田・北信支部
1月	16日(木) 国交省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業相談会 下旬 新規登録者研修会 未定 OSSに向けての学習会	上田支部 松本市 未定	ADR特別委員会 企画研修部 運輸交通部	伊那・松本・長野支部
2月	上旬 経営分析と診断書作成研修会 5日(水) ADR手続実施者任命者の上級研修会 13日(木) 国交省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業相談会 中下旬 生活安全部会	会館 会館 佐久支部 会館	環境部 ADR特別委員会 ADR特別委員会 生活安全部	諏訪・飯田・北信支部
3月	上旬 支部国際部会長連絡会議 6日(木) 国交省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業相談会 14日(金) 国交省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業報告会 未定 農林部会	松本市 上田支部 会館 会館	国際部 ADR特別委員会 ADR特別委員会 農林部	伊那・松本・長野支部
年間	コンプライアンス研修会・各部の研修会に併せ実施 新年賀詞交歓会・平成26年1月6～10日の間で実施 H26定時総会・5月19～24日の間で実施 資料・情報収集 ADR認証機関の情報収集他 「行政書士NAGANO」会報発行(7・10・1・3月)	県内 長野市 松本市 会館他 県内	総務部 総務部 総務部 建設部 ADR特別委員会 広報部	

※日時・場所等に変更が生じる場合があります。



## 平成25年度行政書士試験のご案内

### 1 受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。

### 2 試験日及び時間

平成25年11月10日(日) 午後1時から午後4時まで

### 3 試験会場

JA 長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3

松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780

駒ヶ根商工会館 駒ヶ根市上穂栄町3-1

### 4 受験手数料 7,000円

### 5 受験願書受付期間

(1) 郵送による受験申込み

平成25年8月5日(月)から9月6日(金)まで

(2) インターネットによる受験申込み

平成25年8月5日(月)午前9時から9月3日(火)午後5時まで

### 6 合格発表 平成26年1月27日(月)

### 7 問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地全国町村議員会館3階

試験専用照会ダイヤル：03-3263-7700

## 行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円  
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

\_\_\_\_\_ 支 部 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 部購入 (送料は自己負担) \_\_\_\_\_

## 行政書士PR用パンフレットの注文

行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

\_\_\_\_\_ 支 部 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 部購入 (送料は自己負担) \_\_\_\_\_



## 幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,550円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,550円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

# 会 議 報 告

## □関地協会会長会

- 1 と き 平成25年 3月18日(月)
- 2 と ころ 東京都、行政書士会館
- 3 出 席 者 山崎会長

## □選挙管理委員会

- 1 と き 平成25年 3月18日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 茨木委員長、宮原副委員長、久保田、矢崎、春日、小畑、松村各委員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度会長選挙について
  - (2) その他

## □申請取次行政書士管理委員会

- 1 と き 平成25年 3月18日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 霧見委員長、吉田副委員長、山崎委員
- 4 会議事項
  - (1) 日本行政書士会連合会申請取次行政書士規則について
  - (2) 実績報告書の提出について
  - (3) その他

## □総務部会

- 1 と き 平成25年 3月19日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、山本部長、竹前副部長、山崎、日野、関、土屋各部長
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画と予算について
  - (2) その他

## □長野銀行と長野県行政書士会との研修会

- 1 と き 平成25年 3月22日(金)

- 2 と ころ 松本市、長野銀行本店
- 3 出 席 者 山崎会長、関、土屋各部長、会員 37名
- 4 研修内容
  - (1) 長野銀行の営業概要
  - (2) 預金等相続事務取扱について
  - (3) 取扱事務事例と留意事項
  - (4) 質疑応答

## □綱紀委員会

- 1 と き 平成25年 3月22日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 葛城委員長、村上副委員長、小川委員
- 4 会議事項
  - (1) 会費未納者の聴聞
  - (2) その他

## □市民法務部「民法講座」

- 1 と き 平成25年 3月23日(土)
- 2 と ころ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 霧見副会長、山本部長、小野副部長、井出、二瓶、木下各部長、会員12名
- 4 講師：信州大学法科大学院 後藤教授

## □賃貸住宅の敷金返還・原状回復等に関する無料相談会

- 1 と き 平成25年 3月28日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 田嶋、小泉ADR手続実施者
- 4 相談件数 0件(内訳対面相談0件・電話相談0件)

## □平成24年度住宅セーフティネット基盤強化推進事業の相談会報告

- 1 と き 平成25年 3月28日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館

- 3 出席者 山崎会長、深澤委員長、赤羽副委員長、荻原、諸野脇、小林各委員、ADR 相談員12名

4 会議事項

- (1) 担当した相談会の相談件数と内容について  
(2) 今年度の反省と来年度相談会への意見  
(3) 旅費日当、会場・広報費立替分の精算

## □理事会

- 1 と き 平成25年 3 月29日(金)  
2 ところ 長野市、会館  
3 出席者 山崎会長、高田、靄見、坂本、佐藤各副会長、荻原、小林、小口、河西、二瓶、吉田、清水、吉沢、土屋、深澤、小野、和田、山本(準)、山本(金)各理事、大槻、田中各監事

4 会議事項

- (1) 会員の綱紀肅正に関する対応策について  
(2) その他

## □表彰選定委員会

- 1 と き 平成25年 4 月10日(水)  
2 ところ 長野市、会館  
3 出席者 山崎会長、高田、靄見、坂本、佐藤各副会長、山本総務部長

4 会議事項

- (1) 平成25年度表彰等の選定について  
(2) その他

## □綱紀委員会

- 1 と き 平成25年 4 月16日(火)  
2 ところ 長野市、会館  
3 出席者 村上副委員長、橋本職務代理者、今村、寺島、小川、上野各委員

4 会議事項

- (1) 会長からの苦情案件の対応について  
(2) その他

## □監査

- 1 と き 平成25年 4 月17日(水)

- 2 ところ 長野市、会館

- 3 出席者 大槻、田中、小林各監事、山崎会長、山本総務部長、和田政治連盟会長、土屋同幹事長

4 監査執行状況

平成24年度一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月18日(木)開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

## □理事会

- 1 と き 平成25年 4 月18日(木)  
2 ところ 長野市、会館  
3 出席者 山崎会長、高田、靄見、坂本、佐藤各副会長、荻原、小林、林、小口、二瓶、吉田、清水、吉沢、土屋、深澤、小野、和田、山本(準)、山本(金)各理事、大槻、田中、小林各監事

4 会議事項

- (1) 平成24年度事業報告及び決算について(監査報告)  
(2) 平成25年度事業計画案及び予算案について  
(3) 会費納入状況について  
(4) 平成25年度表彰者の決定について  
(5) 平成25年度定時総会の開催について  
(6) 平成25年度日行連定時総会について  
(7) 綱紀案件について  
(8) その他

## □上田支部総会

- 1 と き 平成25年 4 月19日(金)  
2 ところ 上田市、ささや  
3 出席者 佐藤副会長

## □総務部会

- 1 と き 平成25年 4 月22日(月)  
2 ところ 長野市、会館



- 3 出席者 山崎会長、山本部長、竹前副部長、  
山崎、日野、関、土屋各部員

4 会議事項

- (1) 平成24年度事業報告及び決算について
- (2) 平成25年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (3) 会費納入状況について
- (4) 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則
- (5) 平成25年度表彰者の決定について
- (6) 平成25年度定時総会について
- (7) その他

□弁護士会役員就任祝賀会

- 1 と き 平成25年4月22日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出席者 山崎会長

□佐久支部総会

- 1 と き 平成25年4月24日(水)
- 2 ところ 佐久市、ホテルゴールデンセンチュリー
- 3 出席者 佐藤副会長

□北信支部総会

- 1 と き 平成25年4月27日(土)
- 2 ところ 中野市、中野市市民会館
- 3 出席者 高田副会長

□伊那支部総会

- 1 と き 平成25年5月2日(木)
- 2 ところ 伊那市、JA上伊那本所
- 3 出席者 山崎会長

□選挙管理委員会

- 1 と き 平成25年5月8日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 茨木委員長、宮原副委員長、  
久保田、矢崎、春日、昼神、小畑、  
松村各委員
- 4 会議事項

- (1) 平成25年度会長選挙結果について
- (2) その他

□飯田支部総会

- 1 と き 平成25年5月10日(金)
- 2 ところ 飯田市、シルクホテル
- 3 出席者 山崎会長

□長野支部総会

- 1 と き 平成25年5月11日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長

□理事会

- 1 と き 平成25年5月17日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、佐藤  
各副会長、荻原、小林、林、河西、  
二瓶、吉田、清水、吉沢、土屋、  
深澤、小野、和田、山本(準)、  
山本(金)各理事、大槻、田中、  
小林各監事

4 会議事項

- (1) 綱紀案件について
- (2) その他

□総会運営会議

- 1 と き 平成25年5月17日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各部長、総務部員、  
政連会長、幹事長、副会長、若林、  
宮下各会員

4 会議事項

- (1) 平成25年度定時総会等の運営について
- (2) その他

□司法書士会総会

- 1 と き 平成25年5月17日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出席者 山崎会長

## □松本支部総会

- 1 と き 平成25年5月18日(土)
- 2 ところ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出席者 山崎会長

## □社会保険労務士会総会

- 1 と き 平成25年5月27日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出席者 佐藤副会長

## □土地家屋調査士会総会

- 1 と き 平成25年5月28日(火)
- 2 ところ 松本市、松本東急イン
- 3 出席者 坂本副会長

## □正副会長会

- 1 と き 平成25年5月31日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業の推進について
  - (2) 業務部の人選について
  - (3) その他

## □一日合同行政相談

- 1 と き 平成25年6月3日(月)
- 2 ところ 松本市、井上百貨店
- 3 出席者 篠平、河西各会員

## □関地協会会長会議

- 1 と き 平成25年6月12日(水)
- 2 ところ 東京都、行政書士会館
- 3 出席者 山崎会長

## □正副会長会議

- 1 と き 平成25年6月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田

各副会長

- 4 会議事項
  - (1) 合同会議について
  - (2) その他

## □理事会

- 1 と き 平成25年6月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長、荻原、窪田、日野、関、赤羽、宮島、深澤、小野、石井、白井、和田、小林、蟹澤、高田各理事

- 4 会議事項
  - (1) 各部(委員会)の担当者の承認について
  - (2) 登録調査委員の委嘱について
  - (3) 年間事業計画等について
  - (4) その他

## □合同会議

- 1 と き 平成25年6月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、理事、監事、各部員、各委員
- 4 会議事項
  - (1) 各部員等への委嘱書交付
  - (2) 平成25年度事業の推進について

## □総務部会

- 1 と き 平成25年6月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本部長、日野副部长、関、竹淵、河西、高田各部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画について
  - (2) その他

## □農林部会

- 1 と き 平成25年6月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 石川副部长、小島部員

#### 4 会議事項

- (1) 平成25年度事業計画概要と予算の確認
- (2) 平成25年度の具体的事業と事業日程の検討

### □建設部会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 香坂部長、原田副部長、仲村部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画概要と予算の確認
  - (2) 平成25年度の具体的事業と事業日程の検討

### □運輸交通部会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 小林部長、北原副部長、大野部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画概要と予算の確認
  - (2) 平成25年度の具体的事業と事業日程の検討

### □国際部会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画概要と予算の確認
  - (2) 平成25年度の具体的事業と事業日程の検討

### □保健生活安全部会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田部長、柳澤副部長、福井部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画概要と予算の確認
  - (2) 平成25年度の具体的事業と事業日程の検討

### □環境部会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 清水部長、中山副部長、平賀部員
- 4 会議事項

- (1) 平成25年度事業計画概要と予算の確認
- (2) 平成25年度の具体的事業と事業日程の検討

### □企画研修部会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 窪田部長、臼井副部長、永村部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画と予算について
  - (2) その他

### □市民法務部会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 小野部長、大塚部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画概要と予算の確認
  - (2) 平成25年度の具体的事業と事業日程の検討

### □広報部会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 蟹澤部長、林副部長、田嶋、藤森、東谷、宮島、天野、大前各部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画と予算について
  - (2) 会報120号について
  - (3) その他

### □法規監察部会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 石井部長、下井副部長、石丸部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画について
  - (2) その他

### □ADR 特別委員会

- 1 と き 平成25年 6 月13日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原委員長、深澤副委員長、小林

## 委員

### 4 会議事項

- (1) 平成25年度事業計画概要と予算の確認
- (2) 平成25年度の具体的事業と事業日程の検討

### □綱紀委員会

- 1 と き 平成25年6月13日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 村上委員長、小林副委員長、寺島職務代理人、神津、赤羽、土屋、塚田各委員
- 4 会議事項
  - (1) 正副委員長、職務代理人の互選、申請取次委員の互選
  - (2) 会則、諸規程、苦情処理要領等の資料に基づく活動の確認
  - (3) これまでの綱紀事案の概要
  - (4) 今後の綱紀事案の判断

### □監事会

- 1 と き 平成25年6月13日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 河西、田中、小畑各監事
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業と予算の確認
  - (2) 重要な会計の処理方法等

### □金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会

- 1 と き 平成25年6月20日(木)
- 2 と ころ 長野市、長野第2合同庁舎
- 3 出席者 大塚市民法務部員

### □建設部会

- 1 と き 平成25年6月25日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、香坂部長、原田副部長、仲村部員
- 4 会議事項
  - (1) 官庁訪問について
  - (2) 年間計画について

### (3) その他

### □ADR 特別委員会

- 1 と き 平成25年6月26日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原委員長、深澤副委員長、小林委員
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業計画の詳細
  - (2) 国交省住宅セーフティネット基盤強化推進事業の対応
  - (3) その他

### □長野県成年後見サポートセンター総会

- 1 と き 平成25年6月27日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長

### □支部国際部会長会議

- 1 と き 平成25年7月10日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員、井出、和田、片桐、土屋、中山、西澤各部会長
- 4 会議事項
  - (1) 平成25年度事業実施について
  - (2) 各支部の事業計画について
  - (3) その他

### □平成25年度行政書士試験実施に係る説明会

- 1 と き 平成25年7月12日(金)
- 2 と ころ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出席者 山崎会長、山本、坂本、佐藤各責任者、大日方事務局長
- 4 会議事項
  - (1) 試験実施に係る連絡事項等について
  - (2) 質問書に対する回答について
  - (3) 質疑応答
  - (4) その他



## 会長就任のごあいさつ

長野県行政書士政治連盟

会長 和田 英幸

平成25年度総会において、長政連会長に再選され就任いたしました和田英幸でございます。よろしくお願いたします。二瓶幹事長はじめ山崎、小林両副会長とともに行政書士会の懸案事項に対する政治的活動により行政書士の地位向上、職域拡大に対し微力ではありますが全力を傾注し職務を全うしていきたいと存じます。

日政連は行政書士の職域拡大・職域確保に資する様々な法律改正に対して、制度発足以来これまで積極的に行動してきました。しかし、隣接士業間の職域に関する垣根争いや国による行財政改革、司法制度改革により様々な職域争いが日常化し、もはや我々には独占排他的な士業たる環境はありません。景気低迷の中で、各士業団体がそれぞれの職域を守り拡大しようと活動している状況の中で、行政書士制度が今後どのような道をたどるのか。われわれは将来を見据えた方針を持って活動を進めなければなりません。

これまで、日政連が取り組んでいます活動が、代理権獲得であります。申請者に代わって官公署に提出する書類の作成・提出代行・書類訂正、許認可証の受理に加え、聴聞・弁明に対する代理権を獲得し、そして、行政不服審査の申立代理、ADRの代理権の獲得などこれから乗り越えるべきハードルは高いものがあります。しかし、これら一連の代理権を得ることにより、われわれ行政書士は行政手続きに関する手続きがすべて申請人に代わってできる環境が整います。

代理権獲得への道は、一步一步進んではおりますが、政権の安定なくしてわれわれの政治活動も一定の効果が現れません。更に、今後は士業間の連携や信頼関係の構築、国会議員・県議会議員との良好な関係作りなどが求められます。もとより、我々行政書士の職域は法律によって作られています。したがって、法律改正なくしてその目的を達成することはできません。

長政連では、日政連と連携を図りながら、本会会員である長野県地方議会議員等連絡会議や長野県行政書士制度推進議員懇話会、自民党職域支部を通じて、要望活動の強化を図ってきましたが、更なる会員皆様方のご理解とご協力を心よりお願いたします。

最後になりますが、退任されました土屋幹事長、高田副会長、小口副会長におかれましては、これまで、長政連の役職を全うされ行政書士会に対して多大な貢献をされました。心より、これまでのご苦勞に敬意を表するとともに、今後のご活躍をお祈りいたします。

昨年暮れの衆議院議員選挙の結果、自公連立政権が復活すると、アベノミクスにより景気の高揚に対する期待から円安株高へと進み、景気回復、デフレ解消へと日本経済は大きく舵が切られようとしています。今後、日本経済が回復し、日本の将来が明るく開かれますことを心から期待し、会長就任のご挨拶といたします。



## 定期大会開催報告

平成25年度定時総会が5月24日(金)午後12時50分より、長野市のサンパルテ山王で開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 山崎総務部員
- 2 正 副 議 長 議 長 若林政夫代議員 (上田支部)  
副議長 宮下幸吉代議員 (長野支部)
- 3 議事録署名人 岡部満喜夫代議員 (長野支部)、竹内宣夫代議員 (長野支部)
- 4 議 案 審 議  
第1号議案 平成24年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。  
第2号議案 平成24年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。  
第3号議案 平成25年度運動方針(案) 賛成多数により可決承認されました。  
第4号議案 平成25年度予算(案) 賛成多数により可決承認されました。  
第5号議案 役員を選任 下記の者が選任されました。(敬称略)

### 会 長

長野支部 和田 英幸

### 幹事長

伊那支部 二瓶 裕史

### 副会長

上田支部 窪田 建男

松本支部 山崎 隆二

長野支部 小林 一夫

### 幹 事

佐久支部 佐藤 勉 萩原 政吉

上田支部 窪田 建男 日野 芳子

諏訪支部 坂本 勇喜 関 純子 赤羽 康志

伊那支部 吉田 靖史 二瓶 裕史

飯田支部 宮島 裕一

松本支部 山崎 隆二 深澤和歌子 小野 清仁 石井 喜博 白井 清文

長野支部 山本 準一 和田 英幸 小林 一夫 蟹澤 幸子

北信支部 高田 勝男

### 会計監事

諏訪支部 河西美智与

松本支部 田中 嗣泰

長野支部 小畑 安市



# 会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

## — 入会者 — 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
飯田支部	25. 4. 2	川又 一郎	下伊那郡松川町	松本支部	25. 4. 2	田野尻 正	安曇野市
諏訪支部	25. 4. 2	花岡 秀知	岡谷市	飯田支部	25. 4. 2	村松 宣彦	飯田市
長野支部	25. 4. 2	田口 洋	長野市	長野支部	25. 4. 2	駒村 直之	長野市
上田支部	25. 4. 2	武田 恭宏	上田市	松本支部	25. 4. 2	寺島 徹	大町市
佐久支部	25. 4. 2	笹崎 技	南佐久郡佐久穂町	諏訪支部	25. 4. 2	両角美智代	茅野市
松本支部	25. 4. 15	帯金 康祐	北安曇郡白馬村	飯田支部	25. 4. 2	今村 航	飯田市
上田支部	25. 5. 1	宮入 一生	上田市	松本支部	25. 4. 15	沼 尚司	木曾郡大桑村
諏訪支部	25. 4. 15	鈴木 稔	茅野市	飯田支部	25. 4. 15	古林香菜子	飯田市
佐久支部	25. 5. 1	日向 千春	佐久市	長野支部	25. 6. 15	松林 憲治	長野市
松本支部	25. 5. 1	奈良木利邦	松本市	諏訪支部	25. 5. 15	五味 直美	諏訪郡富士見町
長野支部	25. 5. 15	中嶋 豊	長野市	佐久支部	25. 6. 1	塩川 勝	小諸市
松本支部	25. 6. 15	望月 透	松本市	松本支部	25. 6. 1	川上 磊象	松本市
佐久支部	25. 6. 15	赤堀袈裟知	佐久市	佐久支部	25. 6. 15	山田 訓之	佐久市
北信支部	25. 6. 15	高坂亀美雄	中野市	長野支部	25. 7. 1	大谷 賢男	長野市
長野支部	25. 7. 1	山崎 岳彦	須坂市	長野支部	25. 7. 1	熊井 保夫	長野市
長野支部	25. 7. 1	笹川 光彦	千曲市				

## — 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
伊那支部	矢澤 茂	25. 3. 31	諏訪支部	小池 嘉光	25. 3. 31	長野支部	大井 青慈	25. 3. 31
松本支部	岡村 隆	25. 3. 31	北信支部	江村 篤	25. 3. 18	松本支部	望月 栄博	25. 3. 31
松本支部	富田八九郎	25. 3. 31	諏訪支部	牛山 光雄	25. 3. 31	飯田支部	関島 伸憲	25. 3. 31
長野支部	吉村 友孝	25. 4. 30	長野支部	横田 広光	25. 4. 5	松本支部	山村 英男	25. 5. 2
上田支部	橋詰 善男	25. 5. 7	長野支部	古箭 隆男	25. 5. 31	松本支部	山田 藤雄	25. 6. 5
松本支部	藤村 晃弘	25. 6. 18	飯田支部	壬生 茂己	25. 6. 30			

**ご 逝 去**  
 謹んで、ご冥福をお祈りいたします。  
 両 澤 忠一郎 殿 (佐久)  
 平成25年 5月

# 就任のごあいさつ

この度、事務局長が替わりました。

前任の上田保事務局長が退職され、後任に大日方敏郎事務局長が就任しました。

上田事務局長には、3年にわたり業に当たられ大変お疲れさまでした。

大日方事務局長は、長野県環境保全研究所次長を経て4月から就かれておりますが、脊筋の伸びた生真面目な表情の中にも気さくな笑顔のダンディです。よろしくお願ひします。

趣 味：乗り鉄

健康維持：農作業と歩くこと

愛 読 書：歴史書物

## 編 集 後 記

今期の広報部は大半が入れ替わり、各支部から1名ずつの参加となり、新メンバー8名でのスタートになりました。当部会は、会員向けの報告や情報等のお知らせをすると共に、一般向けには行政書士業務のアピールをしておりますのはご周知の事であります。今期におきましては、昨年リニューアルしました本会のホームページにつきまして、会員向けには使用しやすく、一般向けには解りやすくと、より宣伝効果のあるものへと順次改善していきたいと思ひます。

筆者は、機械オンチなので、必死の思いでキーボードに取り組んでおりますが、幸ひパソコンの得意な部員が何名かおりますし、新しいアイデアもでて来ていますから、業者を交えて研究していくつもりでおります。

限られた予算の中でありますが、多くの会員の業務に結びつきます様、宣伝活動を頑張っていきたいと思ひます。

(広報部長 蟹沢幸子)

発行所	長野県行政書士会
	〒380-0836 長野市南県町1009-3
	TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305
	ホームページ <a href="http://www.nagano-gyosei.or.jp">http://www.nagano-gyosei.or.jp</a>
	メールアドレス <a href="mailto:gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp">gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp</a>
発行者	会 長 山崎 隆二
編集者	広報部長 蟹澤 幸子
	印刷 三和印刷(株)

## 行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

### 1. 原稿等について

#### (1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

#### (2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

#### (3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意ください。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

### 4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

各都道府県庁行政書士会名簿

No.	事務局名	郵便番号	住所①	住所②	TEL	FAX	メールアドレス
1	北海道行政書士会	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西10-1-6	北海道行政書士会館	TEL 011-221-1221	FAX 011-281-4138	gyosei@mrd.biglobe.ne.jp
2	秋田県行政書士会	010-0951	秋田県秋田山王4-4-14	秋田県教育会館4F	TEL 018-864-3098	FAX 018-865-3771	gn-akita@msd.biglobe.ne.jp
3	岩手県行政書士会	020-0024	岩手県盛岡市菜園1-3-6	農林会館5F	TEL 019-623-1555	FAX 019-651-9655	webmaster@iwate-gyosei.jp
4	青森県行政書士会	030-0966	青森県青森市花園1-7-16		TEL 017-742-1128	FAX 017-742-1422	aomori-kai@gyosei.or.jp
5	福島県行政書士会	963-8811	福島県郡山市方八町2-13-9	光建ビル5F	TEL 024-942-2001	FAX 024-942-2005	info@fukushima-gyosei.jp
6	宮城県行政書士会	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町3-3-5		TEL 022-261-6768	FAX 022-261-0610	miyagyou@cocoa.ocn.ne.jp
7	山形県行政書士会	990-2432	山形県山形市荒橋町1-7-8	山形県行政書士会館	TEL 023-642-5487	FAX 023-622-7624	info@y-gyosei.jp
8	東京都行政書士会	153-0042	東京都目黒区青葉台3-1-6	行政書士会館1F	TEL 03-3477-2881	FAX 03-3463-0669	togyosei@crocus.ocn.ne.jp
9	神奈川県行政書士会	231-0023	神奈川県横浜市中央区山下町2	産業貿易センタービル7F	TEL 045-641-0739	FAX 045-664-5027	gyosei@kana-gyosei.or.jp
10	千葉県行政書士会	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	千葉県教育会館4F	TEL 043-227-8009	FAX 043-225-8634	gn-chiba@chiba-gyosei.or.jp
11	茨城県行政書士会	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-25	開発公社ビル5F	TEL 029-305-3731	FAX 029-305-3732	info@ibaraki-gyosei.or.jp
12	栃木県行政書士会	320-0046	栃木県宇都宮市西一の沢町1-22	栃木県行政書士会館	TEL 028-635-1411	FAX 028-635-1410	gyosei-totigi@mail.gf9.or.jp
13	埼玉県行政書士会	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町3-11-11	埼玉県行政書士会館	TEL 048-833-0900	FAX 048-833-0777	sglsa@mth.biglobe.ne.jp
14	群馬県行政書士会	371-0017	群馬県前橋市日吉町1-8-1	前橋商工会議所4F	TEL 027-234-3677	FAX 027-233-2943	office@gunma-gyosei.jp
15	長野県行政書士会	380-0836	長野県長野市南原町1009-3	長野県行政書士会館	TEL 026-224-1300	FAX 026-224-1305	gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp
16	山梨県行政書士会	400-0031	山梨県甲府市丸の内3-27-5	山梨県行政書士会館	TEL 055-237-2601	FAX 055-235-6837	office@y-gyosei.jpn.org
17	静岡県行政書士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町2-113	山梨県行政書士会館	TEL 054-254-3003	FAX 054-254-9368	shizuoka@sz-gyosei.jp
18	新潟県行政書士会	950-0911	新潟県新潟市中央区笹口3-4-8	静岡県行政書士会館	TEL 025-255-5225	FAX 025-249-5311	info@nigata-gyousei.or.jp
19	愛知県行政書士会	461-0004	愛知県名古屋市中区葵1-15-30	新潟県行政書士会館	TEL 052-931-4068	FAX 052-932-3647	info@aichi-gyosei.or.jp
20	岐阜県行政書士会	500-8113	岐阜県岐阜市金園町1-16	愛知県行政書士会館	TEL 058-263-6580	FAX 058-264-9829	honkai@gifu-gyosei.or.jp
21	三重県行政書士会	514-0006	三重県津市広明町349-1	NCリンクビル3F	TEL 059-226-3137	FAX 059-226-4707	gn-mie@muc.biglobe.ne.jp
22	福井県行政書士会	910-0005	福井県福井市大手3-7-1	いけだビル2F	TEL 0776-227-1165	FAX 0776-26-6203	gn-fukui@mtc.biglobe.ne.jp
23	石川県行政書士会	920-8203	石川県金沢市鞍月2-2	福井県織協ビル6F-604	TEL 076-268-9555	FAX 076-268-9556	office@ishikawagyousei.org
24	富山県行政書士会	930-0085	富山県富山市丸の内1-8-15	石川県織維会館3F	TEL 076-431-1526	FAX 076-431-0645	gytmaebf@image.ocn.ne.jp
25	滋賀県行政書士会	520-0056	滋賀県大津市末広町2-1	余川ビル2F	TEL 077-525-0360	FAX 077-528-5606	shigakai@gyosei-shiga.or.jp
26	大阪府行政書士会	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町1-7-7	滋賀県行政書士会館	TEL 06-6231-7077	FAX 06-6231-7080	info@osaka-gyoseishoshi.or.jp
27	京都府行政書士会	615-0022	京都府京都市右京区西院平町25番	ランズ瓦町ビルディング4F	TEL 075-343-5050	FAX 075-344-6630	info@kyoto-shoshi.jp
28	奈良県行政書士会	630-8241	奈良県奈良市高天町10-1	ライオンサザ西大路四条7F 7010号室	TEL 0742-95-5400	FAX 0742-26-6400	gyosei@gyoseinara.or.jp
29	和歌山県行政書士会	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁1	中谷ビル2F	TEL 073-432-9775	FAX 073-432-9787	waka_gyosei@galaxy.ocn.ne.jp
30	兵庫県行政書士会	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通5-2-16	イトービル2F	TEL 078-371-6361	FAX 078-371-4715	gyoseishoshi@hyogokai.or.jp
31	鳥取県行政書士会	680-0845	鳥取県鳥取市富安2-159	久本ビル5F	TEL 0857-24-2744	FAX 0857-24-8502	gn-tottori@lime.ocn.ne.jp
32	島根県行政書士会	690-0887	島根県松江市殿町2-159	第2分庁舎内	TEL 0852-21-0670	FAX 0852-27-8244	clerk@kyoninka.or.jp
33	岡山県行政書士会	700-0822	岡山県岡山市北区表町3-22-22	岡山県行政書士会館	TEL 086-222-9111	FAX 086-222-9150	jimukyoku@okayama-gyosei.or.jp
34	広島県行政書士会	730-0037	広島県広島市中区中町8-18	広島クリスタルプラザ10F	TEL 082-249-2480	FAX 082-247-4927	gn-hirosima@mta.biglobe.ne.jp
35	山口県行政書士会	753-0048	山口県山口市駅通り2-4-17	山口県林業会館2F	TEL 083-924-5059	FAX 083-924-5197	gn-yamaguti@msi.biglobe.ne.jp
36	香川県行政書士会	761-0301	香川県高松市林町2217-15	香川産業頭脳センター4F	TEL 087-866-1121	FAX 087-866-1018	gyosei-gyomu@k-gyosei.net
37	徳島県行政書士会	770-0939	徳島県徳島市ちろどき橋1-41	徳島県林業センター4F	TEL 088-802-2083	FAX 088-802-2083	gn-tokushima@kcd.biglobe.ne.jp
38	高知県行政書士会	780-0935	高知県高知市旭町2-59-1	アサヒプラザ2F	TEL 088-826-2343	FAX 088-873-4447	info@kochi-gyosei.jp
39	愛媛県行政書士会	790-0877	愛媛県松山市錦町98-1	愛媛県行政書士会館	TEL 089-946-1444	FAX 089-941-7051	ehime@e-gyosei.jp
40	福岡県行政書士会	812-0045	福岡県福岡市博多区東公園2-31	福岡県行政書士会館	TEL 092-641-2501	FAX 092-641-2503	gn-fukuoka@nrh.biglobe.ne.jp
41	佐賀県行政書士会	849-0937	佐賀県佐賀市鍋島3-15-23	福岡県行政書士会館	TEL 0952-36-6051	FAX 0952-32-0227	sagasict@orange.ocn.ne.jp
42	長崎県行政書士会	850-0031	長崎県長崎市桜町3-12	佐賀県行政書士会館	TEL 095-826-5452	FAX 095-828-2182	info@gyosei-nagasaki.com
43	熊本県行政書士会	862-0956	熊本県熊本市水前寺公園13-36	中尾ビル5F	TEL 096-385-7300	FAX 096-385-7333	gn-kumamoto@mud.biglobe.ne.jp
44	大分県行政書士会	870-0045	大分県大分市城崎町1-2-3	大分県住宅供給公社ビル3F	TEL 097-537-7089	FAX 097-535-0622	oita7089@kjb.biglobe.ne.jp
45	宮崎県行政書士会	880-0013	宮崎県宮崎市松橋1丁目2-18	新井ビル2F	TEL 0985-25-4356	FAX 0985-29-4195	jimu00@mz-gyousei.org
46	鹿児島県行政書士会	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎2-4-35	KSC 鶴池ビル202	TEL 099-213-6500	FAX 099-213-7033	kgyosei@po.minc.ne.jp
47	沖縄県行政書士会	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-6-2	沖縄県行政書士会館	TEL 098-870-1488	FAX 098-876-8411	gyousei@rice.ocn.ne.jp

おかげさまで  
民間分析機関 受付実績

# No.1

## 建設業 経営状況分析 ワイズ公共データシステム 株式会社



# お近くのコンビニで 経営状況分析料金のお支払い 分析結果通知書のお受け取り

※ 電子申請の場合に、コンビニで経営状況分析料金をお支払いいただくことができます。

※ 即日プラン、標準プラン（電子申請のみ）でのご申請の場合にコンビニ（セブン-イレブン）でお受け取りをいただくことができます。

### コンビニで お支払い



### コンビニで お受け取り

お近くの  
セブン-  
イレブンで

結果通知書が  
印刷されます



※マルチコピー機での  
印刷代（60円/枚）は  
お客様ご負担となります。

### 分析料金をコンビニでお支払い

24時間  
手続きOK



コンビニでのお支払は、2013年7月現在、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、セイコーマート 各店舗にてご利用いただくことができます。

※これまでどおり、ゆうちょ銀行の払込用紙、ジャパンネット銀行（JNB）、インターネットバンキング（ペイジー）でもお振込をいただくことができます。コンビニ、ジャパンネット銀行（JNB）、インターネットバンキング（ペイジー）での経営状況分析料金のお支払いは電子申請の場合のみとなります。紙申請の場合はゆうちょ銀行でのお支払となります。

※電子申請ご利用でコンビニ支払が選択できます。

### 結果通知書をコンビニでお受け取り

※これまでどおり、郵送での結果通知書受取を選択することができます。

便利

#### コンビニお受け取りプラン

標準プラン 13,000円 2営業日以内

即日プラン 39,000円 3時間以内 に結果通知書発行

※標準プランの場合は電子申請の場合にコンビニ発行が選択できます。  
即日プランは電子申請・紙申請ともコンビニ発行が選択できます。

※本サービスは（株）セブン-イレブン・ジャパンと富士ゼロックス（株）が共同運営する  
ネットプリントサービスを利用します。（ネットプリントは富士ゼロックス（株）の登録商標です）

※表示されている商号等は各社の商標または登録商標です。

すぐに  
ご利用できます

1. 経営状況分析セット
2. 建設業ソフトCDを

【無償】  
送付します



① ホームページから  
ワイズ公共 検索

または

② お電話にて  
026-232-1145

国土交通省登録 経営状況分析機関  
登録番号 4

## ワイズ公共データシステム 株式会社



本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145

おかげさまで、申請受付実績  
民間分析機関 No.1

北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1番地1 23山京ビル7階  
大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町3階  
福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダヴィンチ博多シティ 3階

TEL 011-802-7685  
TEL 06-6948-6615  
TEL 092-292-8101